

新旧対照表

資料1-2について下記のとおり、誤記の訂正を行いました。掲載している資料は、訂正を反映した正しいものとなっています。

正誤箇所	訂正前 (令和8年1月16日掲載資料)								訂正後 (令和8年2月19日掲載資料)										
	表9 生活環境保全条例における暫定排水基準の見直し(案)									表9 生活環境保全条例における暫定排水基準の見直し(案)									
排水先	項目	業種区分	排水基準(mg/L)																
			法		生活環境保全条例		暫定												
			見直し前	見直し後	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後											
上水道水源地域以外の地域のうち 海域	ほう素	ほうろう鉄器製造業	10	40	30	10	40	30	上水道水源地域以外の地域のうち 海域以外	ほう素	ほうろう鉄器製造業	10	40	30	10	40	30		
	ふっ素	ほうろう鉄器製造業	8	12	10	8	12	10		ふっ素	ほうろう鉄器製造業	8	12	10	8	12	10		
	アンモニア等	畜産農業*	300	廃止	300	廃止	アンモニア等	畜産農業*		300	廃止	アンモニア等	畜産農業*	300	廃止	アンモニア等	畜産農業*	300	廃止
		ジルコニウム化合物製造業	350	廃止	350	廃止		ジルコニウム化合物製造業		350	廃止		ジルコニウム化合物製造業	350	廃止				
		モリブデン化合物製造業	1,300	1,300	100	1,300		1,300		モリブデン化合物製造業	1,300		1,300	100	1,300		1,300		
		バナジウム化合物製造業	1,650	1,350	100	1,650		1,350		バナジウム化合物製造業	1,650		1,350	100	1,650		1,350		
貴金属製造・再生業	2,800	2,800	100	2,800	2,800	貴金属製造・再生業	2,800	2,800	100	2,800	2,800								
上水道水源地域以外の地域のうち 海域以外	ほう素	ほうろう鉄器製造業	230	—	—	10	40	30	上水道水源地域以外の地域のうち 海域	ほう素	ほうろう鉄器製造業	230	—	—	10	40	30		
	アンモニア等	畜産農業*	300	廃止	300	廃止	アンモニア等	畜産農業*		300	廃止	アンモニア等	畜産農業*	300	廃止	アンモニア等	畜産農業*	300	廃止
		ジルコニウム化合物製造業	350	廃止	350	廃止		ジルコニウム化合物製造業		350	廃止		ジルコニウム化合物製造業	350	廃止				
		モリブデン化合物製造業	1,300	1,300	100	1,300		1,300		モリブデン化合物製造業	1,300		1,300	100	1,300		1,300		
		バナジウム化合物製造業	1,650	1,350	100	1,650		1,350		バナジウム化合物製造業	1,650		1,350	100	1,650		1,350		
		貴金属製造・再生業	2,800	2,800	100	2,800		2,800		貴金属製造・再生業	2,800		2,800	100	2,800		2,800		